

令和6年度上期群馬県PRショート動画制作業務仕様書

1 業務の名称

令和6年度上期群馬県PRショート動画制作業務

2 委託業務の目的

群馬県の魅力を発信するPRショート動画（以下、「PR動画」という。）を制作し、若年層に向けた文化・観光地等を含む群馬県そのものの知名度向上を図るとともに、県民幸福度の向上を目指す。

3 事業実施期間

契約締結の日から令和6年10月31日まで

4 委託業務内容

- ・ TikTok等で活躍するクリエイターを複数（最低5組以上）活用して、群馬県のアカウ​​ント（TikTok アカウ​​ント「tsulun​​os」及び YouTube チャンネル「tsulun​​os」）において令和6年6月初旬から9月末の間に定期的に配信する縦型（9：16）のPR動画を20本以上制作すること。なお、公開スケジュールについては、群馬県と受託者の協議により決定する。
- ・ PR動画は群馬県に絡めた内容（群馬県で撮影したエンタメ系動画、観光・グルメ等のPR動画など）で制作すること。なお、群馬県が保有する他のTikTok アカウ​​ント（gunmachan_official、gunma_snifferdogs、gunma_governor_yi）と差別化を図るため、各アカウ​​ントで配信することが適すと考えられる内容は提案しないこと。
- ・ PR動画の訴求年代を10代から20代前半に設定し、訴求年代に対してより話題性の高い内容・クリエイターを提案すること。
- ・ PR動画の制作に伴う「出演者及び所属事務所との調整」や「撮影許可取得等の必要な連絡調整」、「必要な費用の支払い」等の一切の業務を実施すること。
- ・ 撮影にあたり、環境音やノイズが入らないよう十分な音響機材を活用するとともに、カメラについても十分な機材を用意すること。なお、本業務のなかで取得した機材は、事業完了報告書とともに県に提出すること。
- ・ PR動画は各動画の公開日の3日前までに納品すること。
- ・ 群馬県がTikTok アカウ​​ント「tsulun​​os」でPR動画を投稿した際には、当該PR動画を制作したクリエイターアカウ​​ントにおいて再投稿を行う、SNSで周知するなど、広報を行うこと。
- ・ 令和6年10月4日16時までのTikTok アカウ​​ント「tsulun​​os」におけるPR動画の総視聴回数及びフォロワー獲得見込数について、目標数値を企画提案書に記載すること。なお、目標総視聴回数は投稿本数に1万回を乗じた数値を下限として設定することとし、目標総視聴回数を下回った場合には、委託金額を減額する。
※減額の詳細は、参加申込書の提出者あてに参加申込締切り後に別途提供する。

5 事業スケジュール（予定）

- ①撮影にあたって必要な事項の調整：令和6年5月下旬以降随時
- ②撮影・編集：令和6年5月下旬以降随時
- ③群馬県への動画納品：令和6年6月上旬から9月末まで随時

6 成果物一覧

成果物	納品時期・方法
PR動画データ	<ul style="list-style-type: none">各動画の公開日3日前までに、電子データ（mp4等の動画形式）を提出業務完了報告書とともに、全動画の電子データ（mp4等の動画形式）を電磁的記録媒体に保存して提出
PR動画制作に関する実績報告書	<ul style="list-style-type: none">事業完了後速やかに、業務完了報告書とともに、Microsoft「Word」や「PowerPoint」で作成した電子データをメール提出

7 留意事項

- (1) 発信にあたり各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。
- (2) 本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置すること。この際、人件費、交通費、宿泊費、各種謝金及びその他必要な費用は、全て契約金額に含める。
- (3) 制作したPR動画は、期限を定めず視聴が可能な状態とすること。なお、期限を設ける必要がある場合は、その旨企画提案書に明記すること。
- (4) PR動画の制作にあたり、何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに群馬県に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。
- (5) 群馬県がTikTokアカウント「tsulunos」でPR動画を投稿するが、企画提案により、PR動画をクリエイターのアカウント等の他媒体で公開することを妨げない。

8 事業実施計画書の提出

契約締結後、速やかに事業実施計画書を提出すること。

9 業務完了報告書の提出

業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

10 その他

- ・ 契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託予定者で細部を打合せの上、締結する。
- ・ 業務を効果的に推進するため、業務の一部を第三者の事業者にも再委託することができる。その場合は、県にあらかじめ書面で報告するものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、都度協議により決定する。
- ・ 本事業を進める際は、県と十分な協議を行うものとする。
- ・ 本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
- ・ 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・ 災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
- ・ 本事業に関する所有権や著作権は、原則として群馬県に帰属するものとする。
ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識や技術に関する権利及び制作した番組に関する著作権は受託者に留保するものとするが、詳細は委託者と受託者で別途協議する。